

東御市公益通報に関する事務処理要綱

令和7年12月25日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条に規定する公益通報を適切に処理するため、市が講ずるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員等 次に掲げるものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。）の役員及び従業員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定する指定管理者に従事する者

エ 市が資本金、出資金その他これに準じるものとの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で市長が定めるものの役員及び職員

オ 公益通報の日前1年以内にアからエまでに掲げる者であった者

(2) 外部公益通報 法第2条第1項各号に掲げる者が、同条第3項に定める通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該事実について処分又は勧告等をする権限を有する本市の機関に通報する公益通報をいう。

(3) 内部公益通報 市職員等が、市の機関又は市の機関の事務に従事する場合における職員、代理人その他の者について、法第2条第3項に定める通報対象事実又は不当な事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関に通報する公益通報をいう。

(公益通報窓口)

第3条 市における公益通報の窓口（以下「通報窓口」という。）を、総務部総務課に置く。

2 通報窓口においては、公益通報を受け付け、当該公益通報について次条に規定する公益通報対策委員会に報告するとともに公益通報に関する相談等に応じるものとする。

3 前項の規定により公益通報を受け付けたときは、東御市公益通報受付票（様式第1号）により処理するものとする。

4 通報窓口において公益通報に係る業務に従事する職員（以下「通報窓口職員」という。）は、公益通報を受け付けるときは、公益通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、

通報者の情報の保護について説明した上、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容となる事実について確認するものとする。

- 5 通報窓口職員は、外部公益通報が行われた場合において、当該通報の内容となる事実について、本市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、通報者に対して、遅滞なく、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(公益通報対策委員会)

第4条 公益通報を処理するため、公益通報対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副市長の職にある者をもって充て、副委員長は教育長及び総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる公益通報に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、職員のうちから市長の指名する者を委員に充てることができる。
- (1) 外部公益通報 総務課長並びに第2条第2号に掲げる事実について処分、勧告等に係る事務を所管する部等の長及び課等の長
- (2) 内部公益通報 総務課長
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(調査の要否等の決定)

第6条 委員会は、公益通報として提出された案件について、受理又は不受理の決定及び調査の要否を決定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により調査の必要があると決定したときは、その旨並びに調査及び第8条の措置に必要と見込まれる期間を、調査の必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、公益通報に関する通知書（様式第2号）により、通報者に対し通知するものとする。ただし、通報者が望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（以下第9条に規定する通知においても同様とする。）。

- 3 委員会は、調査の必要があると決定したときは、東御市公益通報調査開始報告書（様式

第3号)により、市長に報告するものとする。

(調査)

第7条 委員会は、調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、公益通報に基づく調査であることが判明しないよう十分配慮し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとし、その結果について、東御市公益通報調査結果報告書(様式第4号)により、市長に報告するものとする。

(措置)

第8条 市長は、委員会による調査の結果、通報に係る事実があると認められるときは、速やかに、次の各号に掲げる通報について、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 外部公益通報 法令に基づく措置その他適当な措置
- (2) 内部公益通報 是正及び再発防止のために必要と認める措置

(調査の進捗状況等の通知)

第9条 委員会は、通報者に対し、必要に応じて調査の進捗状況について通知するものとする。

2 委員会は、外部公益通報について、第6条第2項に規定する通知をした後に、通報に係る事実について本市以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになつたときは、調査を中止し、通報者に対し、公益通報に関する調査中止通知書(様式第5号)により、調査を中止した旨及び理由並びに調査等の経過を通知し、並びに当該他の行政機関を遅滞なく教示するものとする。

3 委員会は、通報者に対し、調査の結果及びとった措置の内容を、公益通報調査結果及び措置内容通知書(様式第6号)により、遅滞なく通知するものとする。

4 委員会は、前3項の通知をするときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の必要な事項(第13条において「秘密等」という。)に配慮し、当該事項を侵すこととなるおそれがあるときは、当該通知をしないものとする。

(秘密の保持)

第10条 公益通報への対応に関与した職員(公益通報への対応に付随する業務を通じて、公益通報に関する情報を知り得た者を含む。以下同じ。)は、公益通報の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 公益通報への対応に関与した職員は、公益通報への対応に関する秘密の保持及び情報管理の徹底を図るため、公益通報に関する情報を共有する範囲を必要最小限にとどめなければならない。

(利益相反関係の排除)

第11条 委員会の委員及び通報窓口職員は、自らが関係する事実についての公益通報の処理

に関与してはならない。

(通報者の保護)

第12条 通報者の保護は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市長は、内部公益通報をしたことを理由として、市職員等である通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- (2) 内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると判断した市職員等は、その旨を委員会に対して通報することができる。
- (3) 委員会は、前項の規定による通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のために適切な措置を講ずるものとする。

(関係資料の提供)

第13条 委員会は、第9条第2項の規定により調査を中止した場合において、当該通報者から関係資料の提供を求められたときは、関係資料を提供するものとする。ただし、利害関係人の秘密等を侵すこととなるおそれがあるときは、この限りでない。

(他の行政機関への協力)

第14条 委員会は、他の行政機関から公益通報に係る調査等について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。